

<参.考>

振動規制法特定施設

別表第1. (第1条関係、第3条関係).

1. 金属加工機械
 - イ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。)
 - ロ. 機械プレス
 - ハ. せん断機 (原動機の定格出力が1 kW 以上のものに限る。)
- ニ. 鍛造機
 - ホ. ワイヤフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5 kW 以上のものに限る。)
2. 圧縮機 (原動機の定格出力が7.5 kW 以上のものに限る。)
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5 kW 以上のものに限る。)
4. 織機 (原動機を用いるものに限る。)
5. コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が29.5 kW 以上のものに限る。)
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10 kW 以上のものに限る。)
6. 木材加工機械
 - イ. ドラムバーカー
 - ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.2 kW 以上のものに限る。)
7. 印刷機械 (原動機の定格出力が2.2 kW 以上のものに限る。)
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kW 以上のものに限る。)
9. 合成樹脂用射出成形機
10. 鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。).